

強制失踪からのすべての者の保護に関する
国際条約（強制失踪条約）
第29条に基づく第1回日本政府報告
（日本語仮訳）

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
第29条に基づく第1回日本政府報告

第1部
序論

1. 我が国は、2009年7月23日、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪条約）の批准書を国際連合事務総長に寄託し、本条約の締約国となった。本条約は、2010年12月22日に公布され、本条約第39条1に従って、同年12月23日に我が国について効力を生じた。この第1回日本政府報告は本条約が我が国について効力を生じてから2015年12月までの期間を対象としている。

2. 本条約には、強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義がある。また、拉致問題を含む強制失踪の問題への国際的な関心を高める上でも重要であることから、我が国は本条約を早期に締結した上で、これまでに、他の締約国と協力しつつ、各国の署名及び締結を促進している。

3. 強制失踪の中でも、北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題である。日本政府は、1970年頃から80年頃にかけて、17名の日本人が北朝鮮により拉致されたと認定しているが、5名が帰国したのみであり、他の被害者については、いまだ帰国が実現していない。北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）報告書では、拉致被害者及びその家族に対する人権侵害は継続しているとの指摘がなされている。さらにこの他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の被害者に対する拉致容疑事案や、拉致の可能性を排除できない事案がある。日本政府は、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。

（拉致問題対策本部の取組）

4. 上記3. の方針の下、2013年1月、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、総理大臣を本

部長、内閣官房長官、拉致問題担当大臣及び外務大臣を副本部長、他の全ての国務大臣を構成員とする拉致問題対策本部を設置した。この第1回会合において、「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」が決定され、(1)全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、(2)拉致に関する真相究明、(3)拉致実行犯の引渡しを引き続き追求することとなった。また、拉致被害者とその御家族に対して、帰国に伴う費用の負担、日本で安心して生活するための経済的支援、健康診査、生活相談、居住の安定、雇用機会の確保、教育機会の確保等の総合的な支援を実施している。

(国際社会における取組)

5. 国連においては、我が国は毎年、秋の国連総会第三委員会及び3月の国連人権理事会の機会に、拉致問題を含めた包括的な北朝鮮の人権状況の改善を求め「北朝鮮人権状況決議」をEUと共同で提出している(国連総会では11年連続11回、国連人権理事会では8年連続8回採択)。このうち、国連総会決議は北朝鮮の人権状況そのものに焦点を当てたものであり、国連人権理事会決議は、北朝鮮の人権状況への言及とともに北朝鮮人権状況特別報告者(現在はマルズキ・ダルスマン元インドネシア検事総長)のマンデートを延長する内容としている。

6. 我が国とEUは、2013年3月の国連人権理事会において、北朝鮮の人権状況に改善が見られないことを踏まえ、新たに調査委員会(COI: Commission of Inquiry)の設置を含む決議案を提出し、これがコンセンサス(無投票)で採択された。COIは、約1年間、訪日調査を含め、精力的に活動を行い、2014年2月に最終報告書を公表した。同報告書は、北朝鮮の組織的、広範かつ重大な人権侵害を、拉致問題を含む複数の分野にわたり包括的に詳述し、これらの人権侵害が「人道に対する犯罪」に該当するとした上で、北朝鮮に具体的な取組を勧告するとともに、国際社会にも更なる取組を求めている。

7. 我が国とEUは、2014年3月の国連人権理事会において、COI報告書を踏まえた、これまで以上に強い内容の決議案を提出し、これが賛成多数で採択された。同決議は、①人権侵害に責任を負う者に説明責任を果たさせるべく、国連安全保障理事会(安保理)が適切な国際刑事司法メカニズムへの付託や人権侵害の責任者に対象を絞った制裁の範囲の検討等を通じ、適切な行動をとるよう、国連総会が同報告書を安保理に提出することや、②国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に対し、現地ベースの組織の設立を含め、COI報告書の勧告をフォローアップをすること等を勧告している。さらに、2014年12月の

国連総会に我が国とEUが提出し、採択された決議は安保理に対し、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託や人権侵害の責任者に対象を絞った制裁の範囲の検討等を通じ、適切な行動をとるよう促している。本決議採択後の12月22日（NY時間）、安保理において、初めて、人権状況を含む「北朝鮮の状況」が議論された。

8. 2015年3月の国連人権理事会、12月の国連総会においては、2014年の決議と同様の強い内容の決議が採択された。また、2015年には、国連人権理事会で決議されたOHCHRソウル事務所の開設（6月）や、拉致問題や強制失踪に焦点を当てた北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッションの開催（9月）が実現した。同パネル・ディスカッションには、日本人拉致被害者御家族の代表として、飯塚耕一郎・北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局次長がパネリストとして出席した。さらに、同年12月10日、安保理において、人権状況を含む「北朝鮮の事態」につき2014年に続き2回目となる議論が行われ、日本としても、北朝鮮が安保理の懸念に誠実に対応し人権状況を改善すること、また拉致問題は遅滞なく解決されるべきであり北朝鮮が迅速な調査を通じて全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させること等を強く求めるとの発言を行った。

（強制的失踪作業部会との協力）

9. 我が国としては、強制的失踪作業部会は、拉致問題の個別のケースについて取り上げ、北朝鮮当局に事実関係を照会し、解決を働きかける機能を果たす重要な場であり、拉致問題の解決を目指す国際社会の動きの中で、欠くべからざる役割を果たしていると認識している。こうした観点から、我が国は、同作業部会に対し、情報提供を行うとともに、これまで所在確認の申立てがなされている失踪者について、北朝鮮に対して所在確認に向けた具体的かつ真摯な対応を引き続き促すよう依頼してきている。

10. 最後に、拉致被害者の御家族により国際シンポジウムで発表された、拉致問題の解決を訴えるメッセージを以下に紹介し、序文を締めくくりたい。

“姉は家族の中で太陽やヒマワリのような存在でした。いつも陽気で明るい存在でした。姉が居なくなってから、家の中は例えようなない重苦しい雰囲気に変容し、食卓からはいつの頃からか笑顔は消えて、いつの頃からか姉の話題をする事が消えてしまいました。” “それぞれの国が拉致問題の解決と人権侵害の現状を変えさせるべく動いて欲しいと願います。人間が人間らしく生きるために、一日

の終わりに家族と笑顔と団欒で終われる時を迎えさせてあげるために、皆が我が事として具体的な行動に出ようではありませんか。拉致された人達、そしてその人達を待っている家族も高齢化し本当に時間がありません。皆様の強い意志と満ち溢れる希望の力を、どうか拉致された者達に分けてあげて下さい。どうか日本の地を1日も早く踏むことが出来るよう、どうか姉と両親が抱き合える日を迎える事が出来るよう皆様のお力をお貸し下さい。”（認定拉致被害者横田めぐみ氏の弟 横田拓也氏）

第2部

A. 強制失踪の禁止についての一般的な法的枠組み

11. 我が国の憲法第31条は、何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪われることはない旨規定している。さらに、憲法第33条は、逮捕について、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければならない旨規定している。憲法第34条は、何人も理由を直ちに告げられ、かつ直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されない旨規定している。このように、我が国の憲法は、自由をはく奪されることになる者に種々の権利を保障し、かつ、法律の保護外に置かれることがないことを保障している。そして、我が国の刑法は、不法に人を逮捕・監禁した行為やそのような行為を隠ぺいする行為、失踪者の消息・所在を隠ぺいする行為を罰することとしている。

12. 本条約に関連する国際約束としては、我が国は、1979年に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を締結、1999年に「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」を締結、2007年に「国際刑事裁判所に関するローマ規程」（ICCローマ規程）を締結している。

13. 本条約と我が国の憲法を含む国内法との関係については、他の条約同様、憲法第98条第2項の趣旨から、我が国が締結した条約は国内法としての効力を持つ。他方、条約の規定を直接適用し得るか否かについては、当該規定の目的、内容及び文言等を勘案し、具体的場合に依りて判断すべきものとされているが、多くの場合においては、条約上の義務の履行のために必要な法律を別途制定しているため、条約違反の事案も、ほとんどが国内法違反の事案として処理されている。

B. 条約の個々の実質的条文に関する情報

●第1条

14. 前記のように、我が国の憲法第31条は、何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪われることはない旨規定している。さらに、憲法第33条は、逮捕について、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければならない旨規定している。憲法第34条は、何人も理由を直ちに告げられ、かつ直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されない旨規定しており、自由をはく奪されることになる者が法律の保護外に置かれることがないことを保障している。

15. 加えて、我が国では、刑法及び刑事訴訟法上、「戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定その他公の緊急事態」を理由として、法的責任を免除する制度はない。

●第2条

16. 第1条の欄に記載したとおり、我が国の憲法第31条は、何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪われることはない旨規定している。さらに、憲法第33条は、逮捕について、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければならない旨規定している。憲法第34条は、何人も理由を直ちに告げられ、かつ直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されない旨規定しており、自由をはく奪されることになる者が法律の保護外に置かれることがないことを保障している。そして、我が国刑法は、不法に人を逮捕・監禁した行為やそのような行為を隠ぺいする行為、失踪者の消息・所在を隠ぺいする行為を罰することとしている（第3条の欄及び別添1を参照）。

●第3条

17. 我が国は、国の許可、支援又は黙認を得ているかどうかを区別せず、強制失踪行為を犯罪として規定している（規定の詳細は別添1を参照）。強制失踪行為のうち自由をはく奪する行為については、刑法第220条（逮捕及び監禁）、第224条～第228条（略取、誘拐及び人身売買の罪）など、自由のはく奪の隠ぺい行為については、刑法第103条（犯人蔵匿等）及び第104条（証拠隠滅等）などによって処罰される。

18. 強制失踪に関する捜査を行う機関は、司法警察職員、検察官及び検察事務官である（刑事訴訟法第189条、第191条）。司法警察職員は犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされ（同法第189条第2項）、また、検察官は必要と認めるときは自ら捜査することができる（同法第191条第1項）。そして、収集された証拠に基づき、検察官が公訴を提起するかを判断する（同法第247条）。

19. 精神保健福祉法第29条の規定に基づき、入院措置処分の決定は、警察官等からの通報、届出等により都道府県知事が指定医に診察させ、自傷他害のおそれがあると認めた場合に行うことができる。同法第38条の6の規定により、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状・処遇に関し、報告徴収、立入検査等を行うことができる。命令に従わない場合は罰則（精神保健福祉法第55条）が規定されている。

●第4条

20. 第2条の欄及び第3条の欄で述べているとおり、我が国は、国の許可、支援又は黙認を得ているかどうかを区別せず、強制失踪行為を犯罪として規定しており、我が国の刑法は強制失踪行為を処罰することとしている（別添1を参照）。

●第5条

21. 我が国は、ICCローマ規程上「人道に対する犯罪」を構成する強制失踪につき、ICCからその捜査共助や犯罪人引渡しを求められた場合には、ICC協力法に基づき協力を行う。

22. 我が国では、強制失踪を行った者は、逮捕監禁罪（刑法第220条）、同致死傷罪（同法第221条）、公務員職権濫用罪（同法第193条）、特別公務員職権濫用罪（同法第194条）、同致死傷罪（同法第196条）、偽造公文書行使等罪（同法第158条）等により処罰される。また、組織的に強制失踪を行った者は、組織的逮捕監禁罪（組織犯罪処罰法第3条第1項第8号、刑法第220条）等により処罰される。強制失踪の広範又は組織的な実施は、刑の加重の根拠となり得る上（同法第47条）、悪質な態様として量刑上不利に斟酌されることとなる。

●第6条

23. 我が国の刑法は、強制失踪に関する刑法の各罪に加え、共犯規定（刑法第60条～第62条）を設けており、これら規定により、強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘した者又は強制失踪に加担し、参加した者を処罰することができる。強制失踪の未遂は、略取及び誘拐、人身売買の未遂罪（同法第228条）。暴行罪（同法第208条）や脅迫罪（同法第222条）で処罰可能である。犯人の検挙や訴追を阻害しようとして試み、犯人を蔵匿したり証拠を隠滅するなどした者は、現実に犯人の検挙や訴追が阻害されたか否かにかかわらず処罰され得る。本条約第6条1（b）（i）～（iii）で示されている場合における上官の刑事責任については、逮捕監禁罪（刑法第220条）等や共犯規定（同法第60条～第62条）で担保されている。

●第7条

24. 我が国では、強制失踪を行った者は、逮捕監禁罪（刑法第220条）、同致死傷罪（同法第221条）、公務員職権濫用罪（同法第193条）、特別公務員職権濫用罪（同法第194条）、同致死傷罪（同法第196条）、偽造公文書行使等罪（同法第158条）等により処罰される。また、組織的に強制失踪を行った者は、組織的逮捕監禁罪（組織犯罪処罰法第3条第1項第8号、刑法第220条）等により処罰される。第7条の2（a）の場合には、被告人に有利な情状として量刑上斟酌されうるし、2（b）の場合には、被告人に不利な情状として量刑上斟酌されうる。

●第8条

25. 公訴時効期間は、法定刑の重さに応じて区分して規定されているところ（刑事訴訟法第250条）、強制失踪に関する刑法の主たる罪の公訴時効期間は以下のとおりである。

- ・ 逮捕及び監禁（220条）－5年
- ・ 未成年者略取・誘拐（224条）－5年
- ・ 営利目的等略取・誘拐（225条）－7年
- ・ 所在国外移送目的略取・誘拐（226条）－10年
- ・ 人身売買罪（226条の2）－所在国外に移送する目的で人身売買した場合（第5項）は10年

- ・ 犯人蔵匿等（103条）－3年
 - ・ 証拠隠滅等（104条）－3年
- （参考－刑事訴訟法第250条）

26. 刑の時効については、刑法第32条が規定しており、内容は以下のとおり。
（時効の期間）

第32条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないこと
によって完成する。

- 1 無期の懲役又は禁錮については30年
- 2 10年以上の有期の懲役又は禁錮については20年
- 3 3年以上10年未満の懲役又は禁錮については10年
- 4 3年未満の懲役又は禁錮については5年
- 5 罰金については3年
- 6 拘留、科料及び没収については1年

27. 公訴時効の起算点に関する刑事訴訟法第253条は、「時効は、犯罪行為
が終わった時から進行する。」と規定しており、強制失踪行為の開始を公訴時効期
間の起算点としないことが確保されている。また、同法第255条は、「犯人が
国外にいる場合…には、時効は、その国外にいる期間…その進行を停止する。」と
定めている。

28. 強制失踪の被害者が民事上行使することのできる権利としては、加害者
に対する不法行為に基づく損害賠償請求権が考えられる。この不法行為に基づ
く損害賠償請求権の行使の期間制限について、民法第724条は、「被害者又は
その法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時
効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。」
と規定している。

●第9条

29. 本条約第9条1が求める裁判権の設定について、同1（a）については刑
法第1条（日本国内、日本船舶及び航空機内で罪を犯した者に対する裁判権）に
より、同1（b）については刑法第3条（逮捕及び監禁、略取、誘拐及び人身売買
の罪について、行為者が自国民の場合）により、同1（c）については刑法第3
条の2（逮捕及び監禁、略取、誘拐及び人身売買の罪について、被害者（失踪者）
が自国民の場合）により、それぞれ裁判権が設定されている。加えて、刑法第4

条の2は、日本国外で犯した刑法上の犯罪であっても、条約により罰すべきものとされているものを犯した全ての者に刑法を適用する旨規定している。

30. 我が国は、逃亡犯罪人引渡しに関して条約前置主義を採用しておらず、条約を締結していない国に対しても、法定の要件を満たせば逃亡犯罪人引渡しを行うことができる。逃亡犯罪人引渡条約を締結していない場合、自国民の引渡しを行うことができないが、我が国は強制失踪に当たる行為につき国民の国外犯処罰規定を設けているため、犯人の処罰が可能である。

●第10条

31. 引渡手続について、我が国では、外国から逃亡犯罪人引渡請求や仮拘禁請求がなされた場合、法律上の要件を満たすとき、拘禁、仮拘禁を行う（逃亡犯罪人引渡法第5条第1項、第24条第1項）。国際刑事裁判所からの引渡請求に対しても同様の措置をとる（ICC協力法第21条、第34条）。領事支援について、我が国は、領事関係に関するウィーン条約に基づき領事官通報の義務を負う。

32. 我が国において、容疑者の所在を確保するための抑留その他の法的措置として、司法警察職員、検察官及び検察事務官による被疑者の出頭要求（刑事訴訟法第198条第1項）、司法警察職員、検察官及び検察事務官による被疑者の逮捕（同法第199条、第210条及び第213条）が挙げられる。

33. 我が国においては、強制失踪に係る犯罪については、刑事訴訟法に基づき、司法警察職員等が捜査を行うこととなる。

●第11条

34. 第9条の欄に記載したとおり、我が国は、逃亡犯罪人引渡しに関して条約前置主義を採用しておらず、条約を締結していない国に対しても、法定の要件を満たせば逃亡犯罪人引渡しを行うことができる。なお、逃亡犯罪人引渡しを行うか否かの決定に当たっては、東京高等裁判所が法定の要件を満たしているかを判断し、法務大臣が引渡しの相当性を判断する。逃亡犯罪人引渡条約を締結していない場合、自国民の引渡しを行うことができないが、我が国は強制失踪に当たる行為につき国民の国外犯処罰規定を設けているため、犯人の処罰が可能である。この場合、通常の刑事裁判手続が行われることになり、証拠に関する基準において第9条1に規定する場合と異なる。

35. 権限のある当局に関し、強制失踪を含む犯罪の捜査は、司法警察職員、検察官及び検察事務官（刑事訴訟法第189条、第191条）が行い、訴追は検察官が行う（同法第247条）。

36. 公正な取扱いの保障に関し、憲法第31条の規定に加え、憲法第32条は裁判を受ける権利、憲法第37条は刑事被告人の権利として公平な裁判を受ける権利、証人尋問権、弁護人選任権等を保障しており、これを受けて、刑事訴訟法は、弁護人選任権（第30条～第41条）や証人尋問権（第143条～第164条）等に関する詳細な規定を置いている。

37. 被告人を有罪とするためには、被告人が罪を犯したことが合理的疑いを超える程度に証明されなければならないが、この基準は自国民であるか外国人であるかにかかわらず、全ての被告人に適用される。

●第12条

38. 失踪者がいることを訴える者が利用可能なメカニズムとしては、捜査機関に対する告訴・告発（刑事訴訟法第230条から第244条まで）及び捜査機関に対する犯罪に関する申告が挙げられる。そして、捜査機関はそれらを端緒に捜査を行う（同法第189条、第191条）。警察では、行方不明者の親権を行う者、後見人、配偶者のほか、監護者、福祉事務所職員、同居者、雇主その他の当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者から行方不明者に係る届出を受理することとしている（行方不明者発見活動に関する規則第6条）。司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされており、捜査の開始には、告訴・告発、犯罪に関する申告は必要とされていない（刑事訴訟法第189条第2項）。

39. 捜査機関は、取調べ、搜索、検証、鑑定等の捜査を実施し、事実を明らかにする。検察官は、捜査の結果を踏まえ、当該事件を起訴するかどうかを決するが、特別公務員暴行陵虐罪等一定の犯罪については、告訴又は告発をした者は、検察官の不起訴処分に不服があるときは、裁判所に対し、その審判に付すよう請求できる。

40. 検察官が事件の捜査の結果を踏まえ、当該事件を起訴しないこととした場合に、その処分に不服がある者は、検察審査会法に基づき、検察審査会に不服

を申し立てることができる。検察審査会は、一般の国民の中から無作為に抽出して選任された検察審査員で構成されており、検察官の不起訴処分の当否について、独立して審理する。一定の場合には、検察審査会は起訴すべき旨の議決を行うことができ、その場合、裁判所が指定する弁護士によって当該事件が起訴される。検察審査会に対しては、告訴・告発をした者、被害者及びその遺族等が申し立てることができる。

4 1. 申立者等の保護について、告訴・告発をした者に対する脅迫等については、脅迫罪（刑法第222条）や強要罪（同法第223条）等が適用され得るほか、自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、必要な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、証人威迫罪（同法第105条の2）により処罰され得る。捜査員である公務員が、職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、公務執行妨害罪（同法第95条第1項）により処罰され得る。また、捜査員である公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞めさせるために、暴行又は脅迫を加えた者も、職務強要罪（同条第2項）により処罰され得る。このほか、これらの申立者や証人、捜査に関与した他の人々に対し、傷害行為等の犯罪行為に及んだ者は、刑法等の関係法令により処罰され得る。

4 2. 捜査機関は、基本的には、裁判官が発する令状がなければ捜索を行うことはできない（憲法第35条、刑事訴訟法第218条）。ただし、逮捕状により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、人の住居等の逮捕の現場で捜索することができる（刑事訴訟法第220条）。また、警察官が、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときであって、人の生命等に対する危害が切迫している場合において、その危害の予防、損害の拡大防止又は被害者の救助のため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる（警察官職務執行法第6条）。

4 3. 当局による捜査の拒否が、違法な公権力の行使に該当し、これによって強制失踪の被害者に損害が生じた場合には、当該被害者は、国家賠償請求（国家賠償法第1条1項）をすることができる。

4 4. 法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局に人権相談所を設置しており、行政機関による人権侵害を含むあらゆる人権問題に関する相談に

応じているほか、人権侵害の疑いのある事案については、調査の上、適切な措置を講じるなどして被害の救済及び予防を図っている。

●第13条

45. 引渡法上、我が国で行われた犯罪であれば双罰性を満たすところ（逃亡犯罪人引渡法第2条第4号）、前記のとおり強制失踪行為については我が国における犯罪にあたるため、強制失踪は引渡犯罪である。強制失踪を政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなす国内法上の規定はない。逃亡犯罪人引渡条約及び逃亡犯罪人引渡法上、引渡しが可能か否かを東京高等裁判所が審査する（逃亡犯罪人引渡法第9条第1項、第10条第1項）。法務大臣は、東京高等裁判所が、逃亡犯罪人を引き渡すことができると判断した場合に、さらに、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当か否かを判断し、引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に逃亡犯罪人の引渡しを命じなければならない。

●第14条

46. 我が国では強制失踪行為は犯罪であるため、刑事共助における双罰性の要件を充足し、共助を実施することが可能である（国際捜査共助法第2条第2号）。また、米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結している刑事共助条約又は協定に基づき、より迅速かつ円滑な刑事共助を行うことができる。

●第15条

47. 強制失踪被害者の援助のため、第14条の欄に記載している国際捜査共助の実施などにより、相互に協力することができる。

●第16条

48. 東京高等裁判所が、国内法上、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査する（逃亡犯罪人引渡法第9条第1項、第10条第1項）。さらに、法務大臣が引渡しの相当性を判断する（同法第14条第1項）。

49. 法務大臣の引渡命令に対し、取消訴訟を起こすことが可能である（行政事件訴訟法第3条、第8条）。なお、取消訴訟の提起そのものは執行停止の効力を持

たないが（同法25条第1項）、取消訴訟が係属した裁判所は、手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認める場合には、申立により、決定をもって、執行を停止することができる（同条第2項）。

50. 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第53条第3項において、被退去強制者の送還先には、本条約第16条1に規定する「ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足る実質的な理由がある他の国」と判断される国を含まないものと規定している。このほか、入管法第53条第3項第1号において、難民条約第33条第1項に規定する領域の属する国を、また、入管法第53条第3項第2号において、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第3条第1項に規定する国を、それぞれ送還先としないことを規定している。

51. さらに、入管法第53条第1項において、退去強制を受ける者は国籍又は市民権の属する国に送還される旨定めており、同条第2項では、第1項に定める国に送還することができないときは、本人の希望により、（1）我が国に入国する直前に居住していた国、（2）我が国に入国する前に居住していたことのある国、（3）我が国に向けて船舶等に乗った港の属する国、（4）出生地の属する国、（5）出生時にその出生地の属していた国、（6）その他の国、のいずれかに送還される旨定めており、被退去強制者の送還先の決定において、生命や個人の尊厳に重大な害を及ぼす他の形態の危険を考慮している。

52. 被退去強制者の送還にあたっては、上記入管法をはじめ、関係法令や条約等を遵守している。我が国の入管法に基づき実施される退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、①入国審査官の違反審査、②特別審理官（上位の入国審査官）の口頭審理及び③異議の申出に対する法務大臣の裁決（最終判断）に至るいわゆる三審制を採用している。この三審制の手続の中で、外国人は、自らの容疑事実を争い、あるいは、容疑事実を認めた上で在留を希望する旨を十分に主張できるよう配慮されている。

53. 送還先の指定は退去強制手続の重要な要素であることから、入国警備官、入国審査官及び特別審理官は、送還される場合に容疑者がいずれの国への送還を希望するかについて、同手続の中で聴取する。法務大臣（権限を委任された地方入国管理局長を含む。）が退去を強制するとの裁決をしたときは、退去強制令書の発付権者である主任審査官が、退去強制手続中に聴取した内容を踏まえた上で、同法第53条の規定に従って送還先を決定する。前提として、我が国の入

管法に基づく退去強制手続が、対象となる外国人が十分に主張するよう配慮し、同主張を踏まえた上で慎重に判断するために三審制を採用していることは前述したとおり。

54. その上で、例えば、退去強制令書発付処分後、裁判所に、同処分の取消しを求める訴訟を提起することが可能である。また、加えて、裁判所に退去強制令書の執行の停止を求める申立てを行い、裁判所による執行停止の決定が確定することにより、送還は停止する。

55. 訴訟の提起に関する情報は、行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、上記三審制による手続中の認定、判定、裁決及び退去強制令書発付処分が告知される際に、書面で教示（提供）するなどして、裁判を受ける権利への配慮を行っている。

56. 入国管理局職員に対して、人権問題に関する理解と認識を深めることを目的として、在職年数等に応じた研修や人権に特化した研修において、人権や国際法に関する講義を実施している。

●第17条

（刑事手続）

57. 我が国の憲法第31条は、何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪われることはない旨規定している。さらに、憲法第33条は、逮捕について、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければならない旨規定している。憲法第34条は、何人も理由を直ちに告げられ、かつ直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されない旨規定している。このように、我が国の憲法は、自由をはく奪されることになる者に種々の権利を保障し、かつ、法律の保護外に置かれることがないことを保障している。

58. 自由をはく奪する逮捕や勾留は、現行犯人逮捕を除き、裁判官による令状によらなければならない（刑事訴訟法第199条、第207条、第210条）。逮捕は、被疑者が罪を犯したと疑うに足る相当な理由があり、かつ、逮捕の必要性がある場合に限り行われ（同法第199条）、勾留は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があり、かつ、住居不定、罪証隠滅のおそれ又は逃亡のおそれがある場合に限り行われる（同法第60条）。

59. 我が国において、司法警察員又は検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならない（刑事訴訟法第203条、第204条）。また、同法第79条は勾留の事実を弁護人等に通知しなければならない旨を、同法第39条は被告人・被疑者による弁護人との接見交通権を、同法第80条は弁護人以外の者（親族等）と接見できる旨をそれぞれ規定している。勾留されている者やその弁護人、親族等は、裁判所に対し勾留の理由を開示するよう求めることができ（同法第82条）、裁判長は公開の法廷で勾留の理由を開示しなければならない（同法第83条、第84条）。そして、勾留されている者は、勾留の裁判に対する準抗告ができる（同法第429条第1項第2号）。

60. 被告人に拘禁刑（懲役・禁錮）を科す裁判は公開の法廷で行われ、有罪の裁判は、犯罪の証明（合理的疑いを超える程度の証明）があった場合になされる（刑事訴訟法第333条第1項）。有罪の裁判に対して、被告人や弁護人は上訴することができる（同法第351条以下）。

61. 領事当局との連絡については、外国人が逮捕、留置、勾留、他の事由により拘禁された場合、遅滞なく領事関係に関するウィーン条約又は二国間領事条約に基づき領事官通報がなされており、領事官は当該外国人と面談、文通することができる。領事協定により通報が必要とされている場合には、拘束の事実及びその理由等を必ず領事機関に通報することとされているほか、それ以外の場合には、当該外国人に対し領事機関への通報を要請するか否かを確認し、その要請があるときは、遅滞なく、警察官及び検察官等から、拘束を行った地を管轄する領事機関に対し通報し、適宜の方法により、記録に止めることとされている。領事官は我が国の法令に従って、抑留されている当該国民を訪問し、これと通信することができる。

（入国管理局における外国人の退去強制手続）

62. 入管法の規定に基づき、主任審査官が発付する收容令書により、容疑者を收容することができる（入管法第39条2項）。收容令書は、当該容疑者が入管法第24条に掲げる退去強制事由のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由があると認められる場合に発付される。なお、收容令書を発付された容疑者の收容期間は原則として30日以内である。ただし、やむを得ない事由がある場合に限り30日以内の範囲で延長することができる。

63. 手続の結果として、退去強制事由に該当する場合には、被退去強制者を速やかに送還するため、主任審査官は、退去強制令書を発付（同法第47条5項、第48条9項、第49条6項）する。退去強制令書を発付された外国人について、直ちに送還できない場合は、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容する。ただし、被退去強制者の請求を認めた場合、主任審査官は仮放免を行うことができる（同法第54条2項）。

64. 入管法違反等で入国管理局が管理・運営する収容施設（外国人のみ収容）に収容される者については、弁護士、医師及び家族等へ外部交通（電話、面会、手紙の受発信）を行うことができ、また、領事当局に対する通報についても、領事関係に関するウィーン条約等に基づき適正に対応している。

65. 2010年9月、法務省入国管理局と日本弁護士連合会との間において、出入国管理行政における諸問題を協議する場を持つこととするとともに、弁護士会が無料で入国者収容所等に収容中の被収容者から法律相談に応じることなどについて合意し、この合意に基づき、弁護士会による無料法律相談を行っており、被収容者による弁護士や法的支援へのアクセスが一層容易になるように取り組んでいる。

66. 入国管理局では、2009年に入管法の一部を改正し、2010年7月、外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」を新たに設置した。この委員会制度は、第三者たる学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者等の有識者で構成され、入国者収容所等又は出国待機施設の視察や、被収容者等との面接を行うとともに、入国者収容所等や出国待機施設内に設置した提案箱に投函された被収容者等からの意見・提案を踏まえ、入国者収容所長等に意見を述べる活動を行っており、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等施設の運営の改善向上を図っている。

67. 前提として、入管法に基づく退去強制手続において、前述の三審制により、退去強制事由に該当しないものと判断された場合は、直ちに放免される（同法第47条1項、第48条6項、第49条5項）。また、速やかな送還が困難な場合には、主任審査官は、被退去強制者を放免することができる（同法第52条6項）。その上で、上記に該当しない者については、例えば、収容の根拠となる収容令書又は退去強制令書発付処分の取消しを裁判所に求め、訴訟を提起することが可能である。訴訟の提起に関する情報は、行政事件訴訟法第46条の規定に基づき、

上記三審制による手続中の3つの処分（認定、判定、裁決）及び退去強制令書発付処分が告知される際に当該人に対し、書面で教示（提供）するなどして、裁判を受ける権利等への配慮を行っている。

（保護処分としての少年院送致手続、婦人補導手続）

68. 少年院法において、少年院は、家庭裁判所から少年法第24条第1項第3号に定める保護処分として送致された者及び同法第56条第3項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を収容するものとし、また、少年鑑別所法においては、少年鑑別所は、少年法第17条第1項第2号に定める観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者その他法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容するものとされている。さらに、婦人補導院法において、婦人補導院は、売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者を収容するものとされている。

69. 刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容された被収容者については、刑事訴訟法その他の関係法令の規定に基づき、家族又は弁護士等との面会及び信書の発受等を行うことができる。また、これらの者が外国人である場合には、領事関係に関するウィーン条約等の規定に基づき、当該者の国の領事当局と連絡を取ることが保証されている。

（拘禁施設を視察する管理機構）

70. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、刑事施設は、①懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のために拘置される者、②刑事訴訟法の規定により、逮捕された者であって、留置されるもの、③刑事訴訟法の規定により勾留される者、④死刑の言渡しを受けて拘置される者、⑤①～④のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容するものとされている。

71. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、「法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各刑事施設について、毎年1回以上、これに実地監査を行わせなければならない。」とされており、また、婦人補導院法においては、「法務大臣は、少なくとも1年に1回、その職員を指定して、婦人補導院の実地監査を行わせなければならない。」とされており、これらの法に基づき、各刑事施設、及び婦人補導院について監査を実施している。このほか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法

律においては、「裁判官及び検察官は、刑事施設を巡視することができる。」ともされている。また、少年院法においては、「法務大臣は、少年院を適当に維持し、且つ、完全な監査を行う責任を負う。」とされており、これに基づき又は準じ、各少年院及び各少年鑑別所について監査を実施しているほか、前述の改正少年院法及び少年鑑別所法においても、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と同様に、実地監査に関する事項、裁判官及び検察官の巡視に関する事項について規定されている。

72. このほか、各刑事施設には刑事施設視察委員会が設置されており、その委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから法務大臣が任命しており、実際には、地域の市民のほか、弁護士、医師、地方公共団体の職員等が任命されている。刑事施設視察委員会は、刑事施設の視察、被収容者との面接等の活動を通じ、刑事施設の運営の状況を把握した上で、刑事施設の長に対して意見を述べることを職務としており、法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとされている。なお、前述の改正少年院法及び少年鑑別所法においても、同様に、少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会の設置等について規定されている。

73. 留置施設について、警察本部長が指名した監査官による年1回以上の実地監査が行われているほか、裁判官及び検察官の巡視が規定されている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第11条、18条、24条）。また、警察庁が留置施設の巡察を実施して、都道府県警察に対し指導監督を行っている。

74. また、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するために、「留置施設視察委員会」という部外の第三者からなる機関が警察本部に設置されている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第20条）。その委員は、人格見識が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、都道府県公安委員会が任命しており、具体的には、弁護士、医師、地方公共団体の職員、大学職員等が任命される。

留置施設視察委員会は、留置施設の視察、被留置者との面接等の活動を通じ、留置施設の運営の状況を把握した上で、留置業務管理者に対して意見を述べることを職務としており、警察本部長は、毎年、委員会が留置業務管理者に対して述べた意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容をとりまとめ、その概要を公表するものとされている。

(拘留者の登録)

75. 刑事施設の長、少年院の長及び少年鑑別所の長は、新たに被収容者を収容する場合には、令状、判決書、執行指揮書その他の収容の根拠となる文書の内容を確認の上、その者が自由を剥奪された日時及び場所、自由の剥奪を命じた当局及びその理由等について、被収容者ごとに被収容者身分帳簿又は少年簿に記入して管理している。

76. また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、被収容者に対し、収容の開始後速やかに健康診断を実施することとされており、また、被収容者が負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるときなどに該当する場合には、刑事施設の職員である医師等による診療（栄養補給の処置を含む。）を行い、その他必要な医療上の措置をとるものとされているところ、健康診断及び診療を実施したときは、健康診断簿、診療録等に記録し、適切に保管している。また、前述の改正少年院法及び少年鑑別所法においても、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律と同様に、健康診断及び診療等について規定されている。さらに、刑事施設等において被収容者が死亡した場合には、その状況及び死因等について、死亡帳に記載して管理している。

77. なお、被収容者を刑事施設等から出所、出院又は退所させる場合には、その者を釈放した日時又は他の拘禁施設へ移送した日時等について、被収容者ごとに被収容者出所簿又は少年簿に記録して管理している。

78. 留置施設においては、被留置者に関する最新の公的な記録として、「被留置者名簿」「被留置者診療簿」等を作成して備え付けている。「被留置者名簿」では逮捕日時、逮捕者の所属氏名、留置時の健康状態、釈放、移送等の情報を記録している。「被留置者診療簿」では診療状況、診察結果等の情報を記録している。被留置人が死亡した場合は、死亡の状況、死因及び遺体の搬送先について「被留置者名簿」等に記録している。

(留置施設における医師・家族・弁護士へのアクセス)

79. 刑事収容施設法に基づき、留置業務管理者は、被留置者から体調不良の申出がなされた場合又は被留置者に疾病・負傷の疑いが認められた場合は、その状況を被留置者名簿等に記載し、留置業務管理者が委嘱する医師等による診察を受けさせるなど、必要な医療上の措置をとることとしている。

80. 被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）

は、留置業務管理者は、被留置者から申し出があった場合には、原則として、その家族又はこれに代わるべき者に当該被留置者を留置している旨を通知しなければならないとしている（同規則第8条）。留置担当官は、被留置者から弁護人の選任等について申出があったときには、直ちに留置主任官に報告し、必要な措置をとることとしている（同規則第15条）。

（外部交通）

81. 被留置者には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により、親族・弁護人等と面会、信書の発受という外部交通が権利として保障されている。被留置者と弁護人との面会は、施設の管理運営上やむを得ない場合を除き制限なく面会できるよう配慮している。被留置者と弁護人以外の者との面会は、職員の立ち会いのもと行われ、外国語による面会は、通訳を付して行われる。

（捕虜取扱い法に基づく抑留等）

82. 武力紛争下において、捕虜等の抑留対象者の取扱いは、ジュネーヴ第三条約を始めとする国際人道法に従って行われることとされており、我が国においては、国際法の誠実な遵守を規定した憲法第98条の下、捕虜取扱い法を始めとする関連国内法等によりこれらの的確な実施が担保されている。

83. 具体的には、捕虜取扱い法において、抑留資格の認定に係る適正手続、捕虜収容所における取扱い等が詳細に規定されるとともに、利益保護国代表、赤十字国際機関等との面会、捕虜の所在情報等の本国、関係機関等への通知等についても、ジュネーヴ諸条約及び捕虜取扱い法を始めとする関連国内法等に従って適切に実施することとされている。特に関連する国内法令の規定を挙げれば以下のとおり。

84. 捕虜取扱い法第10条により、抑留資格認定官が当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定を行うことになっており、抑留資格認定官については、施行規則第6条において、陸上自衛隊においては各方面総監、海上自衛隊においては各地方総監、航空自衛隊においては各航空方面隊司令官及び航空混成団司令と規定されている。

85. 捕虜取扱い法第80条第1項において、①利益保護国代表、②指定赤十字国際機関の代表及び③被収容者の刑事事件における弁護人からの面会申し出があったときは、面会を許可するものと規定されている。なお、この場合において捕虜収容所の職員の立ち会いは行わないこととなっている。

86. 捕虜取扱い法第81条第1項において、第80条第1項に規定する者以外の者からの面会についても、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる」と規定されている。なお、面会の相手方の用務の処理の目的に反しない限り、捕虜収容所の職員の立ち会いを行うものとなっている。

87. 捕虜取扱い法第25条において、捕虜収容所長は、利益保護国代表並びに指定赤十字国際機関（赤十字国際機関であって政令で定めるものをいう。以下同じ。）及び指定援助団体（防衛大臣が指定する被収容者への援助を目的とする団体をいう。以下同じ。）の代表が第三条約及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重し、その遂行に支障が生じないように特に配慮しなければならないと規定されている。

88. 抑留された者の資格認定審査請求については、捕虜法第106条第1項において、抑留令書の発布を受けた者は書面又は口頭で、審査会に対し、資格認定審査請求をすることが規定されている。

89. 捕虜法第167条において、抑留資格認定官は、現に身体を拘束している被拘束者及び捕虜収容所における被収容者の収容状況において、防衛大臣に定期的に報告しなければならないと規定されている。

（精神保健福祉法に基づく措置入院手続、及び医療観察法に基づく入院）

90. 精神保健福祉法第29条の規定に基づき、入院措置処分の決定は、警察官等からの通報、届出等により都道府県知事が指定医に診察をさせ、自傷他害のおそれがあると認めた場合に行うことができる。

91. 精神保健福祉法第29条に規定される入院措置については、行政不服審査法に定められる審査請求の対象とされている。また、行政事件訴訟法に基づき、都道府県等を被告として、処分の取り消しを訴えることができる。

92. 精神保健福祉法第36条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限及び第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に基づき、通信・面会は基本的には自由であるが、病状の悪化を招くおそれがある場合等の医療又は保護のための合理的な理由がある場合に、合理的な方法及び範囲

における制限は認められる。ただし、その場合でも、都道府県及び法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員、本人の代理人である弁護士との通信・面会の制限は認められない。また、外国人であっても、医学的理由を除き、通信・面会は自由である。また、医療観察法に基づく入院についても、同様に、医療観察法第92条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限及び第93条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準に基づき、裁判所及び地方厚生局の職員、法務局、地方法務局その他人権擁護に関する行政機関の職員並びに入院対象者の代理人又は付添人である弁護士との電話、面会の制限は行うことができない。

93. 本条約第17条3(f)に該当する診療録については、精神保健福祉法第19条の4の2及び医療観察法第88条の規定に基づき、精神保健指定医がこれらの法律に規定された職務を行ったときは、遅滞なく診療録に記載しなければならない。

94. 精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院に入院中の者の症状・処遇に関し、報告徴収、立入検査等を行うことができる。また、入院届、定期病状報告、退院又は処遇改善請求を審査する精神医療審査会を設置している。また、医療観察法第97条の規定に基づき、厚生労働大臣は必要があると認めるときには、指定入院医療機関に入院中の者の症状・処遇に関し、報告徴収、立入検査等を行うことができる。

95. 精神保健福祉法第55条、第56条においては、精神科病院に入院中の者の症状・処遇及び入院手続に関する報告徴収、立入検査等に応じず、若しくは虚偽の報告をした者及び業務主体である法人に対して罰則規定を設けている。

●第18条

96. 我が国の刑事手続上、勾留された場合には弁護人や弁護人がいなければ被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直径の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨（勾留した裁判所名、勾留場所等の情報を含む）の通知がなされ（刑事訴訟法第79条）、また、勾留された本人以外にも弁護人や親族は勾留された理由を開示するよう裁判所に求めることができ、その場合に裁判所は勾留の理由を公開の法廷で告げなければならない（同法第82条～第84条）。被告人に拘禁刑（懲役・禁錮）を科す裁判は公開の法廷で行われる。情

報へのアクセスを要請した者等に対して脅迫行為を行えば、脅迫罪（刑法第22条）が適用され得る。

97. 適法に自由を剥奪され入国管理局に收容されている者の情報については、被收容者の個人情報保護の観点から、情報提供を受ける者が正当な利益を有する者であっても、原則として入国管理局が積極的に情報を提供することはないが、被收容者は、保安上支障があると認められる場合を除き、通信文の発受や電話の使用が可能であり、単に本条約第18条1に係る事項（e及びgを除く。）を連絡するのであれば、被收容者自身が希望先への連絡をすることが可能である。さらに被收容者は、国籍又は市民権の属する国の領事官や、訴訟代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）との面会が可能であるほか、保安上又は衛生上支障がないと認められる場合には、その他の者（特段の制限なし）との面会も可能であり、その際、本条約第18条1に係る事項を（e及びgを除く。）通知することも可能である。

98. 被收容者が未成年者又は成年後見制度による後見を受けている者である場合には、当該未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第12条に基づき、被收容者に係る本条約第18条1に掲げる情報について保有個人情報の開示請求を行うことができる。なお、行政機関個人情報保護法第12条第1項に基づく保有個人情報の開示請求は「何人」に対しても認められており、同条第2項において、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる旨規定されている。

99. 刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を保有、利用、提供等している。留置施設においては、各都道府県の個人情報保護条例に基づき、個人情報を保有等している。刑事施設等に対し、各種法令に基づき、自由を剥奪された者に関する報告の請求があった場合、刑事施設等においては、その法令の範囲内においてこれに回答している。なお、少年院及び少年鑑別所においては、在院者及び在所者が入院又は入所したときは、速やかに、その旨をその保護者その他相当と認める者に通知している。また、刑事施設等に外国人である被收容者が收容された場合には、領事関係に関するウィーン条約等に基づき、当該者の国の領事当局に通報している。

100. 武力紛争下における捕虜等の所在情報等の本国、関係機関等への通知

等については、ジュネーヴ諸条約及び捕虜取扱い法を含む関連国内法等に従って適切に実施することとされている。

101. 特に、捕虜収容所処遇規則第42条において、捕虜収容所長は、次のいずれかに該当するときは、被収容者に対し、同規則で定められている様式の通知票の発信を許さなければならないと規定されている。

- ① 収容が開始されたとき
- ② 収容施設の変更その他の本人にあてた信書のあて先となるべき場所が変更されたとき
- ③ 被収容者が負傷、疾病にかかった場合又はこれらの疑いがある場合で捕虜収容所の職員である医師又は歯科医師以外の医師又は歯科医師による診療を行わせるとき。

●第19条

102. 我が国の刑事施設、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を保有、利用、提供等している。

103. DNA型記録取扱規則において必要な手続を定めるとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則り、適切に運用している。

104. DNA型記録取扱規則第5条及び第6条に則り、被疑者に係るDNA型記録及び遺留資料に係るDNA型記録の対照、整理保管を行うなどしている。

105. DNA型記録取扱規則第6条において、被疑者に係るDNA型記録及び遺留資料に係るDNA型記録の保管に当たって、情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るため必要かつ適切な措置を講じなければならないと規定されている。

106. DNA型記録取扱規則第6条に則り、被疑者に係るDNA型記録及び遺留資料に係るDNA型記録のデータベースが存在している。

107. 診療録については、精神保健福祉法第53条及び医療観察法第117条の規定に基づき、法に基づく職務の執行に関して診療録で知り得た人の秘密を正当な理由なく、漏らした場合には罰則規定が適用される。

●第20条

108. 第19条の欄で記載したとおり、我が国の刑事施設、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を保有、利用、提供等している。

109. 行政機関個人情報保護法に基づき、その利用及び提供について制限がなされており、例えば、当該本人が、難民認定申請者等である場合、同人がその情報提供を希望しないことがあるほか、その性質上、同人の保護の観点や情報提供に伴う本人又は第三者の権利を不当に侵害するおそれがあることを考慮すれば、例外的に、当該権利を制限する必要が生じる。

110. 行政機関個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求に対する開示又は不開示の決定に対しては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、当該決定があったことを知った日から6か月以内に、当該決定の取消しを求める訴訟を提起することができる。また、開示請求に対し、相当の期間内に何らかの処分をすべきであるにもかかわらず、これをしない場合には、不作為の違法確認の訴えを提起することができる。

111. 行政機関個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求に対する開示又は不開示の決定に対して不服がある場合には、上記とは別に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、当該処分をした行政庁又は当該処分をした行政庁の上級庁に対して不服申立てをすることができる。また、開示請求に対し、相当の期間内に何らかの処分をすべきにもかかわらず、これをしない場合には、不作為についての不服申立てをすることができる。

112. 精神保健福祉法第36条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限及び第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に基づき、通信・面会は基本的には自由であるが、病状の悪化を招くおそれがある場合等の医療又は保護のための合理的な理由がある場合に、合理的な方法及び範囲における制限は認められる。ただし、その場合でも、都道府県及び法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員、本人の代理人である弁護士との通信・面会の制限は認められない。また、外国人であっても、医学的理由を除き、通信・面会を行うことができる。

113. 医療観察法に基づく入院についても、同様に、医療観察法の第92条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限及び第93条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準に基づき、裁判所及び地方厚生局の職員、法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員並びに入院対象者の代理人又は付添人である弁護士との電話、面会の制限は行うことができない。

●第21条

114. 我が国の退去強制手続による收容は入管法第5章に定められており、前述のとおり三審制を採用しており、以下のように適正手続を保障している。入国警備官は收容令書により容疑者を收容したときは、48時間以内に証拠物等とともに当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならず、引渡しを受けた入国審査官は当該容疑者が退去強制事由に該当するか否かをすみやかに審査し、審査の結果、当該容疑者が退去強制事由に該当しないと認定したときは直ちにその者を放免しなければならないこととされている。

115. 入国審査官による審査の結果、退去強制事由に該当すると認定された場合であっても、特別審理官に対し口頭審理を請求することが認められており、特別審理官は口頭審理の結果、入国審査官の認定が事実と相違すると判定したときは直ちにその者を放免しなければならないこととされている。さらに、入管法上、特別審理官による判定に不服があるときは、法務大臣（権限を委任された地方入国管理局長を含む。以下この項において同じ。）に対して異議を申し出ることが認められており、法務大臣が異議の申出に理由があると裁決したときも、放免しなければならないこととされている。

116. 我が国の退去強制手続は、身柄を收容して進めることが原則とされているものの、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている場合であっても、人道的配慮を要するなどの情状等にかんがみ、身柄の拘束を解く必要が生じたときには、職権又は請求により仮放免を認めるなど、人権保障の観点にも十分配慮した弾力的な運用を行っている。

117. 被退去強制者を直ちに本邦外に送還することができないために收容した場合において、諸般の事情により、かなり長期間にわたって送還ができない客観的事情がある場合には、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

118. パラ114及び115で述べたとおり、入国審査官、特別審理官及び法務大臣（権限を委任された地方入国管理局長を含む。）が解放の責任を負っている。

119. 退去強制手続における收容令書や退去強制令書の発付処分等が違法であると考えられる被收容者は、人身保護法又は行政事件訴訟法に定める手続により、これらの適法性について訴訟を提起し、裁判所の判断を求めることが可能である。また、我が国の法制度上、違法な收容に対して、国家賠償法により賠償を請求することも可能である。

120. 刑事施設の長、少年院の長、少年鑑別所の長及び婦人補導院の長は、被收容者を釈放するに際しては、過誤による釈放又は收容の継続を防止するため、釈放指揮書、少年院からの仮退院を許す決定書、被收容者身分帳簿その他の釈放の根拠となる文書の内容の確認、写真との照合その他の必要な措置を講ずるものとされている。

121. また、刑事施設の長、少年院の長及び婦人補導院の長は、刑の執行の終了等により被收容者を釈放する場合には、確定裁判を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官及び被收容者の戸籍事務を管掌する市区町村長に通知することとされている。

122. 被留置者の釈放は、勾留の期間が満了したとき、勾留状が効力を失ったとき、検察官の釈放の指揮又は通知を受けたときに、直ちに行い、釈放手続が行われたときは、検察官又は令状係事務官に対して、釈放した旨及びその年月日を報告している。

123. 捕虜法第137条において、防衛大臣は武力攻撃事態に際して、遅滞なく、武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする規定されている。

124. 精神保健福祉法第38条の4及び第38条の5の規定に基づき、入院措置者からの退院請求又は処遇改善要求があった場合、精神医療審査会で入院の必要性について審査を行い、その審査結果に基づいて都道府県知事は退院命令等の措置を採らなければならない。

125. 精神保健福祉法第29条の4の規定に基づき、入院措置者の措置症状が消失した場合、ただちに入院措置の解除が行われる。

126. 医療観察法第64条の規定に基づき、入院対象者、保護者又は付添人は、入院等の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令違反、重大な事実の誤認又は処分著しい不当を理由とする場合に限り、決定から2週間以内に抗告できる。また地方裁判所に対し、退院の許可又は医療の終了を申し立てることができる。

●第22条

127. 自由のはく奪に関する虚偽の記録を作成した公務員に対しては虚偽公文書作成等（刑法第156条）、職権を濫用し、自由のはく奪に関する情報提供を拒否することで権利行使を妨害した公務員に対しては公務員職権濫用（同法第193条）が適用され得る。

128. 退去強制手続における外国人の収容については、収容令書の請求及び執行を入国警備官が、収容令書の発付を主任審査官が行うなど、各権限を異なる官職者に配分・担当させることで、相互のチェック機能を働かせ、適正手続を確保している。また、内部の事務監査及び文書監査により、定期的に記録の確認を行っている。上記の行為に関わった公務員に対する制裁として、虚偽公文書作成（刑法第156条）、公務員職権濫用等（同法第193条～196条）等の刑罰が課せられる場合があるほか、国家公務員法第82条による懲戒処分となる場合もある。

129. 刑事施設、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の職員が、被収容者に関する記録に関し、必要な情報を記録しなかった場合又は不正確な情報を記録した場合、あるいは、法的要件を満たしているにもかかわらず、情報の提供を拒否した場合又は不正確な情報を提供した場合には、公務員の服務上の義務違反として、国家公務員法に基づく懲戒処分等に付される可能性があるほか、虚偽公文書作成、公務員職権濫用等により刑事罰を科される可能性もある。

130. 精神保健福祉法第19条の4の2の規定に基づき、精神保健指定医は、同法に規定された職務を行ったときは、遅滞なく診療録に記載しなければならない。同法第38条の6の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状・処遇に関し、報告徴収、立入調査等を行うことができ、この際、虚偽の報告をした者等には同法第5

5条による罰則が科される。

131. 医療観察法第88条の規定に基づき、精神保健指定医は、同法に規定された職務を行ったときは、遅滞なく診療録に記載しなければならない。同法第97条の規定に基づき、厚生労働大臣は、必要があると認めるときには、指定入院医療機関に入院中の者の症状・処遇に関し、報告徴収、立入検査等を行うことができ、この際、虚偽の報告をした者等には同法第119条による罰則が科される。

●第23条

132. 検察官に対しては、その経験年数等に応じた各種研修において、本条約を含む関連する人権条約に関する講義を行い、その教育に努めている。

133. 入国管理局では、外国人の人権に配慮した入管行政を遂行するため、入国審査官や入国警備官等に対する各種職員研修の場を通じ国際法や関連する人権条約等に関して、1年間に複数回の研修を実施し、人権に対する意識の一層の向上を図っている。入国管理局では、上記の研修に加え、入管法違反の調査に専従する職員、収容施設の管理・運営、被収容者の処遇に従事する職員など、専門業務に特化した研修も行っている。なお、入国管理局職員については主に法務省と法務省の施設等機関である法務総合研究所が研修及び訓練の責任を負っている。

134. 我が国では、本条約を締結するにあたり、入管法の一部を改正し、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先について、本条約第16条1に規定する「強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足りる実質的な理由がある国」を含まないことを明文化（入管法第53条第3項第3号）し、2010年12月23日から施行している。本条約発効に伴う送還先の決定について、2010年12月22日、地方入国管理官署に対し、より一層の注意を払い今後も遺漏なく対応するよう指示しており、その後も引き続き適切な対処に努めている。

135. また、入国管理局職員は、上述のとおり各レベルの研修等を通じて、自己に科せられた義務を理解している。なお、国家公務員法の規定により、国家公務員には法令順守義務があり、違法な命令に服従しなくても懲戒処分・刑事処分の対象とならない。

136. 刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の職員に対しては、矯正研修所における各種プログラムにおいて、被収容者の人権尊重を図る観点から、

関連する人権条約、国際連合において作成された被拘禁者処遇最低基準規則等の国際的なガイドライン等を踏まえた被収容者の人権に関する講義を実施している。

137. 警察は犯罪捜査等の人権に関わりの深い職務を行っていることから、新たに採用された警察職員や昇任した警察職員に対して義務づけられている警察学校における研修において、人権に配慮した適正な職務執行を行うために、憲法、刑法、刑事訴訟法（本条約を担保している国内法）や人権の国際的潮流等について教育を行っている。また、犯罪捜査、留置業務に従事する職員に対する各種の専門的研修においても、人権に配慮した適正な職務執行を行うための専門的な知識、技能を修得させるための教育を行っている。

138. 警察は、関係職員の能力を確保するために、上記の研修を、採用時、昇任時及び各種専門研修の都度行っている。警察職員に対する訓練については、警察庁及び各都道府県警察がその責任を負っている。

139. 精神保健福祉法第19条の規定に基づき、入院措置の判断等を行う精神保健指定医は、資格取得後、五年度ごとに研修の受講を義務づけている。

●第24条

140. 刑事訴訟法等の、「被害者等」は、被害者だけでなく、被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹を含む（同法第290条の2）。（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条も同様。）被害者等が通知を希望した場合は、事件の処分結果や刑事裁判の結果などに関する情報が被害者等に通知される。

141. 被害者等は、第1回公判後に公判記録を閲覧・謄写することができる（犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条）。被害者等は、刑事確定訴訟記録や不起訴記録について、一定の場合に閲覧をすることができる（刑事確定訴訟記録法第4条等）。

142. 強制失踪行為により財産的損害を被った者は、加害者に対し、不法行為（民法第709条）に基づく損害賠償請求をすることができる。また、民法第711条は、「他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、

その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。」と規定しており、強制失踪行為により直接の被害者が死亡した場合、その父母等は、本条に基づき、その精神的損害につき加害者に対して損害賠償請求をすることができる。

143. 民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定し、同第710条は、「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。」と規定しており、強制失踪の被害者は、これらの規定に基づき、加害者に対して損害賠償請求をすることができる。また、損害賠償請求権を有する被害者は、民事訴訟手続によって、その請求権を実現することができる。児童も、当事者（原告）となることができる（民事訴訟法第28条）。民事訴訟手続に関しては、民事訴訟法に規定されている。

144. 民法第30条第1項は「不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。」と規定し、同条第2項は「戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。」と規定する。

145. 民法第31条は、同第30条の失踪宣告の効力について、「前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。」と規定している。

146. 失踪者に未成年の子が存在する場合に、失踪者に失踪宣告がされた結果、子に対して親権を行う者がいなくなったときには、子について未成年後見が開始され、未成年後見人が選任される。これによって、子の権利保護が図られる（民法第838条第1号、第839条以下）。

147. 失踪者の遺体を含め、警察が身元不明の死体を取り扱う場合には、指紋やDNA型鑑定等により身元を特定し、遺族に引き渡すことになる。その際、死者への礼を尽くすという観点から、遺族に引き渡す前に、血液その他の汚れを除

去する、傷を修復するなどの配慮を行っている。

148. 行方不明者発見活動に関する規則第24条の2及び第24条の3に則り、特異行方不明者又はその親子に係るDNA型記録の整理保管及び身元が明らかでない変死者等に係るDNA型記録との対照を行っている。また、DNA型記録取扱規則第5条及び第6条に則り、身元が明らかでない変死者等に係るDNA型記録の整理保管及び被疑者に係るDNA型記録又は特異行方不明者若しくはその親子に係るDNA型記録との対照を行っている。

149. 強制失踪行為が、公務員による職務執行として行われた違法な公権力の行使に該当し、これによって強制失踪の被害者に損害が生じた場合には、当該被害者は、国家賠償請求（国家賠償法第1条1項）をすることができる。

●第25条

150. 強制失踪の対象とされた児童を不当に移動させる行為、父母が強制失踪の対象とされた児童や強制失踪の対象とされた母がその間に産んだ児童を不当に移動させる行為については、刑法の略取、誘拐及び人身売買の各罪が行為の態様や目的等に応じて適用される。

151. 上記児童の身元関係事項を証明する文書を偽造する行為については、公文書偽造等（刑法第155条）や公正証書原本不実記載等（同法第157条）等が適用され、また、真正な身元関係事項を証明する公文書を隠匿、廃棄する行為については、公用文書等毀棄（同法第258条）が適用され得る。

152. 刑事手続における失踪した児童の捜索と特定については、刑事訴訟法に則り、捜査機関により行われることになる。また、行方不明者発見活動に関する規則第24条の2及び第24条の3に則り、特異行方不明者又はその親子に係るDNA型記録の整理保管及び身元が明らかでない変死者等に係るDNA型記録との対照を行っている。

153. 児童を被害者とする強制失踪事件が起訴された場合、その公判において児童は、被害に関する心情その他事件に関する意見を陳述することができる（刑事訴訟法第292条の2）。

154. 児童が強制失踪犯罪の被害にあつて保護者から引き離され、真実の身

元関係を隠匿する等の目的で他人の養子にされたような場合には、当事者間に縁組をする意思がない場合に当たり、縁組は無効になるものと考えられる（民法第802条）。また、15歳未満の者を養子とする場合における父母の同意（民法第797条）や未成年者を養子とする場合における家庭裁判所の許可（民法第798条）等の民法上の縁組の要件を欠くときには、養子縁組の取消しを請求することができる（民法第803条以下）。

155. 児童であっても意思能力を有する者は、養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え及び養親子関係の存否の確認の訴え等の人事訴訟事件並びにこれらの調停事件において、当事者又は参加人として、自ら意見を表明することができる（当事者能力について人事訴訟法第13条第1項、第2条第3号、家事事件手続法第252条第1項第5号、参加について民事訴訟法第42条、家事事件手続法第41条、第42条）。

156. 家事事件手続法第65条は、「家庭裁判所は、…未成年である子がその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。」と定めており（同条は、同法第258条によって家事調停に準用されている）、実務上も、子の心理的負担等に配慮しつつ、できる限り子の意思を適切に把握するという運用がされている。

157. また、前記のように、児童であっても意思能力がある限りは完全な手続行為能力を有するとされているものの、児童が現実到手続行為を適切に行うことは困難な場合も少なくないと考えられる。そこで、児童の利益を保護するために、裁判長が、申立てにより又は職権で、弁護士を手続代理人に選任することができることとされている（人事訴訟法13条2項ないし4項、家事事件手続法23条）。

158. 養子縁組は、縁組の当時における養親となるべき者の本国法によるが、養子の側の利益保護のため、養子となるべき者の本国法によればその者若しくは第三者の承諾若しくは同意又は公的機関の許可その他の処分があることが養子縁組の成立の要件であるときは、その要件をも備えなければならないとされている（法の適用に関する通則法第31条第1項）。

159. 準拠法が外国法によるべき場合において、日本の法秩序にとって容認

しがたい結果をもたらす事態を回避するため、当該外国法の規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するときは、これを適用しないこととされる（法の適用に関する通則法第42条）。

160. 未成年者は、人事訴訟においては、意思能力のある限り、訴訟能力を有するので、児童は、当事者又は補助参加人として、自ら又は法定代理人を通じて意見を表明することができる。家事審判及び家事調停においても、未成年者は、同様に意思能力のある限り当事者又は参加人として、自ら又は法定代理人を通じて意見を表明することができる。なお、家事審判においては、父母の離婚又は認知等の際の子の監護に関する審判、親権者指定事件、親権者変更事件等に関する審判を行う際には、子が満15歳以上である場合には子の陳述を聴取しなければならないとされている。また、満15歳未満の場合や、その他の事件についても、家庭裁判所は職権で子の意見を聴取することができるほか、子が自発的に意見を述べたいという場合には、これを妨げるものではない（児童の権利条約（第1回政府報告）パラ65）。

161. 司法上の手続に関して、我が国では、一般的に、自らが裁判の当事者又は利害関係人となる場合には、自己の意見を述べる機会が保障されている。しかし、人事訴訟、身分関係の発生、変更、消滅に関する家事審判及び家事調停の各手続においては、事理弁識能力を欠く未成年者は法定代理人を通じて手続上の行為をしなければならず、また、民事訴訟（人事訴訟を除く。）、行政訴訟及び民事調停の各手続においては、未成年者（20歳未満）は法定代理人を通じて手続上の行為をしなければならない（児童の権利条約（第2回政府報告）パラ127）。

162. 未成年者は、年齢にかかわらず、民事訴訟及び行政訴訟の当事者となり得るし、また、未成年者自身が当事者とはされていない訴訟についても、当該「訴訟の結果について利害関係を有する」場合（民事訴訟法第42条）等には当該訴訟に参加することができるものとされている。ただし、訴えの提起などの訴訟行為については、原則として、親権者等の法定代理人が行うものとされている（なお、人事訴訟については、未成年者であっても訴訟行為をすることができるものとされている（人事訴訟法第13条第1項参照。））（児童の権利条約（第3回政府報告）パラ199）。

163. 家事審判手続においては、児童の福祉に直接関わるような類型（具体的には子の監護者の指定その他子の監護に関する処分事件、親権者の指定又は変更事件があり、子の引渡しや面接交渉は前者に含まれる。）の家事審判事件を審

理する場合、法令上、15歳以上の児童については陳述の聴取が必要とされている（家事事件手続法第152条第2項、第169条第1項第1号等、）。また、15歳未満の児童についても、適切な方法により子の意思の把握に努め、審判をするにあたり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないと、...されている（同法第65条）。また、人事訴訟においても、離婚訴訟等において15歳以上の子について親権者指定等の裁判をする場合には、当該子の陳述を聴取しなければならないものとされている（人事訴訟法第32条第4項）（児童の権利条約（第3回政府報告）パラ201）。

164. 警察では、行方不明者の親権を行う者、後見人その他の社会生活において密接な関係を有する者から行方不明に係る届出を受理し、当該行方不明者に係る情報を全国の警察で共有しており、警ら、巡回連絡、少年補導、交通の取締り、捜査その他の警察活動を通じて、行方不明者の発見に努めているほか、行方不明者の疑いのある者、迷い人、身元不明死体を発見した際等には、行方不明者届出に該当するものがないか照会している。

●第31条（個人通報制度）

165. 第31条の定める個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識。同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制といった検討課題があると認識している。同制度の受入れの是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めている。2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。引き続き、同制度の受入れの是非につき検討を進めていく。

●第32条（国家通報制度）

166. 本条約第32条について、我が国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨主張する通報を委員会が受理し、及び検討する権限を有することを認めることを宣言している。

強制失踪に関連する刑法（抜粋）

（犯人蔵匿等）

第百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（証拠隠滅等）

第百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（公文書偽造等）

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

（虚偽公文書作成等）

第百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

（公正証書原本不実記載等）

第百五十七条 公務員に対し虚偽の申立てをして、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(偽造公文書行使等)

第一百五十八条 第一百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

(私文書偽造等)

第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

- 2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(虚偽診断書等作成)

第一百六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(偽造私文書等行使)

第一百六十一条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

第一百六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同じの刑に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

(公務員職権濫用)

第九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(特別公務員職権濫用等致死傷)

第九十六条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(逮捕及び監禁)

第二百十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(逮捕等致死傷)

第二百十一条 前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(未成年者略取及び誘拐)

第二百二十四条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百二十五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百二十五条の二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

- 2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(人身売買)

第二百二十六条の二 人を買収した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

- 2 未成年者を買収した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。
- 3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買収した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。
- 4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。
- 5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者等所在国外移送)

第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され又は誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減輕)

第二百二十八条の二 第二百二十五条の二又は第二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(身の代金目的略取等予備)

第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(親告罪)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪、第二百二十五条の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(公用文書等毀棄)

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

出入国管理及び難民認定法（抄）

（審査後の手続）

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。

4 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

5 第三項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

（口頭審理）

第四十八条 前条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。

3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならない。

4 特別審理官は、前項の口頭審理を行つた場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。

5 第十条第三項から第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手続に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。）は、直ちにその者を放免しなければならない。

- 7 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実と相違すると判定したとき（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。）は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならない。この場合において、特別審理官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。
- 8 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。
- 9 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

（異議の申出）

- 第四十九条 前条第八項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。
- 2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第二項の審査に関する調書、前条第四項の口頭審理に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。
 - 3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。
 - 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。
 - 5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五条の三第一項の規定により出国命令をしたときは、直ちにその者を放免しなければならない。
 - 6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

（退去強制令書の執行）

第五十二条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

- 2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。
- 3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。ただし、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。
- 4 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者收容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。
- 5 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者收容所、收容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容することができる。
- 6 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

（送還先）

第五十三条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

- 2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。
 - 一 本邦に入国する直前に居住していた国
 - 二 本邦に入国する前に居住していたことのある国
 - 三 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国
 - 四 出生地の属する国
 - 五 出生時にその出生地の属していた国
 - 六 その他の国
- 3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。
 - 一 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国

の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。)

二 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三条第一項に規定する国

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

(仮放免)

第五十四条 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもって保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

【別添3】

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（抜粋）
（平成十六年六月十八日法律第百十七号）

（抑留資格認定）

第十条 抑留資格認定官は、第六条第二項又は前条第四項の規定により被拘束者の引渡しを受けたときは、速やかに、当該被拘束者が抑留対象者に該当するかどうかの認定（抑留対象者に該当する場合にあっては、第三条第四号イからルまでのいずれに該当するかの認定を含む。以下「抑留資格認定」という。）をしなければならない。

（利益保護国等への配慮）

第二十五条 捕虜収容所長は、利益保護国代表並びに指定赤十字国際機関（赤十字国際機関であって政令で定めるものをいう。以下同じ。）及び指定援助団体（防衛大臣が指定する被収容者への援助を目的とする団体をいう。以下同じ。）の代表が第三条約及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重し、その遂行に支障が生じないように特に配慮しなければならない。

（健康診断）

第三十一条 捕虜収容所においては、収容の開始後速やかに、及び毎月一回以上定期的に、被収容者の健康診断を行うものとする。捕虜収容所における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 被収容者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要な限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

（利益保護国代表等による面会）

第八十条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、これを許可するものとする。この場合において、捕虜収容所の職員による立会いは、行わない。

- 一 利益保護国代表
- 二 指定赤十字国際機関の代表
- 三 被収容者の刑事事件における弁護人

2 捕虜収容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜収容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

(その他の者との面会)

第八十一条 捕虜収容所長は、被収容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜収容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

- 2 前項の面会には、面会の相手方の用務の処理の目的に反しない限り、捕虜収容所の職員による立会いを行うものとする。
- 3 面会の立会いに当たる捕虜収容所の職員は、被収容者又は面会の相手方が面会の許可に係る用務の処理のために必要な範囲を明らかに逸脱する行為又は発言を行ったときは、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、面会の場所から被収容者又は面会の相手方を退出させることその他必要な処置をとることができる。

- 4 捕虜収容所長は、前項の規定により面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

(抑留された者の資格認定審査請求)

第百六条 第十八条の規定による抑留令書の発付を受けた者は、第十六条第一項又は第三項の抑留資格認定（同項の抑留資格認定にあつては、同条第二項の規定による抑留する必要性についての判定を含む。第二百二十一条第二項及び第三項を除き、以下同じ。）に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面又は口頭で、審査会に対し、資格認定審査請求をすることができる。

- 2 前項の資格認定審査請求は、第十九条第二項の規定により抑留令書が示された日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、正当な事由によりこの期間内に資格認定審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

- 3 第一項の資格認定審査請求は、抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由してすることができる。

- 4 前項の場合における資格認定審査請求の期間の計算については、その経由した機関に資格認定審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に資格認定審査請求があつたものとみなす。

(基準の作成)

第百三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

- 一 重傷病認定基準（抑留されている捕虜、衛生要員又は宗教要員が送還対象重傷病者（第三条約第一百条第一項（1）から（3）までに掲げる者に該当し、か

つ、移動に適する状態にあるものをいう。以下同じ。)に該当するかどうかの認定の基準をいう。以下同じ。)

二 衛生要員送還基準(被収容者の人数に応じて抑留することができる衛生要員の人数の上限及びその業務内容の区分に応じて抑留することができる衛生要員の人数の上限並びにこれらの上限を超える場合における衛生要員の送還に関する基準並びに抑留すべき衛生要員の交代に伴う送還に関する基準をいう。以下同じ。)

三 宗教要員送還基準(被収容者の人数に応じて抑留することができる宗教要員の人数の上限及びその業務内容の区分に応じて抑留することができる宗教要員の人数の上限並びにこれらの上限を超える場合における宗教要員の送還に関する基準をいう。以下同じ。)

2 防衛大臣は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被収容者の順序、被収容者の引渡しを行うべき地(以下「送還地」という。)、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準(以下「終了時送還基準」という。)を作成するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一 宣誓解放送還基準(第三条約第二十一条第二項に規定する宣誓又は約束に基づく捕虜の解放のための送還に関する基準をいう。以下同じ。)

二 捕虜交換等送還基準(敵国軍隊等の属する外国の政府その他これに準ずるものとの間における捕虜の交換のための送還その他我が国の防衛上抑留の必要性がないと認められるに至った捕虜の送還に関する基準をいう。以下同じ。)

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜

の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

- 一 第三条約第十二条第二項の規定による当該締約国への移送
- 二 第三条約第百九条第二項の規定による当該締約国における入院又は抑留
- 5 防衛大臣は、前各項の規定により重傷病認定基準、衛生要員送還基準、宗教要員送還基準、終了時送還基準、宣誓解放送還基準、捕虜交換等送還基準又は移出基準（以下「送還等諸基準」という。）を作成したときは、速やかに、当該送還等諸基準を捕虜収容所長に通知するものとする。
- 6 送還等諸基準は、第三条約その他の国際約束の内容に適合するものでなければならない。

第百六十七条 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、防衛大臣に定期的に報告しなければならない。

- 2 捕虜収容所長は、防衛大臣の定めるところにより、捕虜収容所における被収容者の収容状況について、防衛大臣に定期的に報告しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

刑事訴訟法（抄）

第三十条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

2 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十一条 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

2 簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人を選任することができる。ただし、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十一条の二 弁護人を選任しようとする被告人又は被疑者は、弁護士会に対し、弁護人の選任の申出をすることができる。

2 弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護人となろうとする者を紹介しなければならない。

3 弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がいないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

第三十二条 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

2 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

第三十六条 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十六条の二 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告する書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

第三十六条の三 この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額（標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

2 前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条 左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

- 一 被告人が未成年者であるとき。
- 二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
- 三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。
- 四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。
- 五 その他必要と認めるとき。

第三十七条の二 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

2 前項の請求は、同項に規定する事件について勾留を請求された被疑者も、

これを行うことができる。

第三十七条の三 前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

- 2 その資力が基準額以上である被疑者が前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。
- 3 前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四 裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について被疑者に対して勾留状が発せられ、かつ、これに弁護人がない場合において、精神上の障害その他の事由により弁護人を必要とするかどうかを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要があると認めるときは、職権で弁護人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付する場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十八条 この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

- 2 前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十八条の二 裁判官による弁護人の選任は、被疑者がその選任に係る事件について釈放されたときは、その効力を失う。ただし、その釈放が勾留の執行停止によるときは、この限りでない。

第三十八条の三 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人を解任することができる。

- 一 第三十条の規定により弁護士が選任されたことその他の事由により弁護士を付する必要がなくなつたとき。
- 二 被告人と弁護士との利益が相反する状況にあり弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。
- 三 心身の故障その他の事由により、弁護士が職務を行うことができず、又は職務を行うことが困難となつたとき。
- 四 弁護士がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。
- 五 弁護士に対する暴行、脅迫その他の被告人の責めに帰すべき事由により弁護士にその職務を継続させることが相当でないとき。
 - 2 弁護士を解任するには、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。
 - 3 弁護士を解任するに当たつては、被告人の権利を不当に制限することがないようにしなければならない。
 - 4 公訴の提起前は、裁判官が付した弁護士の解任は、裁判官がこれを行う。この場合においては、前三項の規定を準用する。

第三十八条の四 裁判所又は裁判官の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載のある資力申告書を提出した者は、十万円以下の過料に処する。

- 第三十九条** 身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護士又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一条第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。
- 2 前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。
 - 3 検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡查をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

- 第四十条** 弁護士は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の四第三項に規定する記録媒体は、

謄写することができない。

第四十一条 弁護人は、この法律に特別の定のある場合に限り、独立して訴訟行為をすることができる。

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたる時は、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
 - 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
 - 三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 2 勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。
- 3 三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第七十九条 被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。

第八十二条 勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

- 2 勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。
- 3 前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三条 勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれをしなければならない。

2 法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。

3 被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病気その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四条 法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

2 検察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。

第四百三十三条 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

第四百四十四条 公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第四百四十五条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二 内閣総理大臣その他の国务大臣又はその職に在つた者

2 前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第四百四十六条 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第四百四十七条 何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一 自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

- 二 自己の後見人、後見監督人又は保佐人
- 三 自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第百四十八条 共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前条の関係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに関する事項については、証言を拒むことはできない。

第百四十九条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百五十条 召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五十一条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百五十二条 召喚に応じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百五十三条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、証人の召喚について、第六十二条、第六十四条、第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第百五十三条の二 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合又は引致した場合において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適当な場所にこれを留置することができる。

第二百五十四条 証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第二百五十五条 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

2 前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第二百五十六条 証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

2 前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第二百五十七条 検察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

2 証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この限りでない。

3 第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会ったときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第二百五十七条の二 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

第二百五十七条の三 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被

告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

- 2 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第百五十七条の四 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

- 一 刑法第七十六条 から第七十八条の二 まで若しくは第八十一条 の罪、同法第二百二十五条 若しくは第二百二十六条の二第三項 の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条 前段の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者
 - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十条第一項 の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号 に係る同法第六十条第二項 の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条 から第八条 までの罪の被害者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者
- 2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に

記録することができる。

- 3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

第二百五十八条 裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

- 2 前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を与えなければならない。
- 3 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

第二百五十九条 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が前条の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を与えなければならない。

- 2 前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。
- 3 裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

第二百六十条 証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百六十一条 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第二百六十二条 裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。証人が正当な理由がなく同行に応じないときは、これを勾引することができる。

第百六十三条 裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の所在地の地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

2 受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転囑することができる。

3 受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。

4 受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長に属する処分をすることができる。但し、第百五十条及び第百六十条の決定は、裁判所もこれを行うことができる。

5 第百五十八条第二項及び第三項並びに第百五十九条に規定する手続は、前項の規定にかかわらず、裁判所がこれを行わなければならない。

第百六十四条 証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

2 証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第百八十九条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第百九十一条 検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

2 検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第百九十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2～5 (略)

第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯した

ことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

- 2 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

- 2 前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。
- 3 司法警察員は、第三十七条の二第一項に規定する事件について第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。
- 4 第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百四条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状によ

り逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

- 2 検察官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。
- 3 第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
- 4 前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百七条 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

- 2 前項の裁判官は、第三十七条の二第一項に規定する事件について勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たっては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。
- 4 裁判官は、第一項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。ただし、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項

の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

第二百十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求めなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

2 第二百十条の規定は、前項の逮捕状についてこれを準用する。

第二百十三条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

2 差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複製した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

3 身体拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、第一項の令状によることを要しない。

4 第一項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

5 検察官、検察事務官又は司法警察員は、身体検査令状の請求をするには、身体検査を必要とする理由及び身体検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

6 裁判官は、身体検査に関し、相当と認める条件を附することができる。

第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第九十九条の規定

により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第二百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。
- 二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。
- 2 前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。第二百十三条第三項の規定は、この場合についてこれを準用する。
- 3 第一項の処分をするには、令状は、これを必要としない。
- 4 第一項第二号及び前項の規定は、検察事務官又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行する場合にこれを準用する。被疑者に対して発せられた勾引状又は勾留状を執行する場合には、第一項第一号の規定をも準用する。

第二百三十条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十一条 被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

- 2 被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十二条 被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

第二百三十三条 死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

- 2 名誉を毀損した罪について被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十四条 親告罪について告訴をすることができる者がない場合には、検察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第二百三十五条 親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。ただし、次に掲げる告訴については、この限りでない。

- 一 刑法第七十六条 から第七十八条 まで、第二百五条若しくは第二百二十七条第一項（第二百五条の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴
- 二 刑法第二百三十二条第二項 の規定により外国の代表者が行う告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十条 又は第二百三十一条 の罪につきその使節が行う告訴
- 2 刑法第二百二十九条 但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

第二百三十六條 告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の徒過は、他の者に対しその効力を及ぼさない。

- 第二百三十七條** 告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。
- 2 告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。
 - 3 前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。

- 第二百三十八條** 親告罪について共犯の一人又は数人に対してした告訴又はその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる。
- 2 前項の規定は、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての告発若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。

- 第二百三十九條** 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。
- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百四十條 告訴は、代理人によりこれを行うことができる。告訴の取消についても、同様である。

- 第二百四十一條** 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。
- 2 検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二條 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれ

に関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

第二百四十三条 前二条の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを準用する。

第二百四十四条 刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一条及び前条の規定にかかわらず、外務大臣にこれを行うことができる。日本国に派遣された外国の使節に対する刑法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。

第二百四十七条 公訴は、検察官が行う。

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

- 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年
 - 二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年
 - 三 前二号に掲げる罪以外の罪については十年
- 2 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。
- 一 死刑に当たる罪については二十五年
 - 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年
 - 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
 - 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
 - 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
 - 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年
 - 七 拘留又は科料に当たる罪については一年

第二百五十三条 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

- 2 共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

第二百五十五条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつた場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

- 2 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

- 一 刑法第七十六条 から第七十八条の二 まで若しくは第八十一条 の罪、同法第二百五条 若しくは第二百二十六条の二第三項 の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条 の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件
- 二 児童福祉法第六十条第一項 の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号 に係る同法第六十条第二項 の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条 から第八条 までの罪に係る事件
- 三 前二号に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認められる事件
- 2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。
- 4 裁判所は、第一項又は前項の決定をした事件について、被害者特定事項を

公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項第一号若しくは第二号に掲げる事件に該当しなくなつたとき又は同項第三号に掲げる事件若しくは前項に規定する事件に該当しないと認めるに至ったときは、決定で、第一項又は前項の決定を取り消さなければならない。

第二百九十二条之二 裁判所は、被害者等又は当該被害者の法定代理人から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判期日において、その意見を陳述させるものとする。

- 2 前項の規定による意見の陳述の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。
- 3 裁判長又は陪席の裁判官は、被害者等又は当該被害者の法定代理人が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、これらの者に質問することができる。
- 4 訴訟関係人は、被害者等又は当該被害者の法定代理人が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、裁判長に告げて、これらの者に質問することができる。
- 5 裁判長は、被害者等若しくは当該被害者の法定代理人の意見の陳述又は訴訟関係人の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に対する質問が既にした陳述若しくは質問と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、これを制限することができる。
- 6 第一百五十七条之二、第一百五十七条之三及び第一百五十七条の四第一項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。
- 7 裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。
- 8 前項の規定により書面が提出された場合には、裁判長は、公判期日において、その旨を明らかにしなければならない。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、その書面を朗読し、又はその要旨を告げることができる。
- 9 第一項の規定による陳述又は第七項の規定による書面は、犯罪事実の認定のための証拠とすることができない。

第三百三十三条 被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四条の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならない。

2 (略)

第三百五十一条 検察官又は被告人は、上訴をすることができる。

2 第二百六十六条第二号の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八条第二項の規定により検察官の職務を行う弁護士及び当該他の事件の検察官は、その裁判に対し各々独立して上訴をすることができる。

第三百五十二条 検察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることができる。

第三百五十三条 被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十四条 勾留に対しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることができる。その上訴を棄却する決定に対しても、同様である。

第三百五十五条 原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることができる。

第四百二十九条 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一 (略)

二 勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する裁判

三～五 (略)

2～5 (略)

逃亡犯罪人引渡法（抄）

（引渡に関する制限）

第二条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定があるときは、この限りでない。

一～三 （略）

四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行なわれたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。

五～九 （略）

（逃亡犯罪人の拘禁）

第五条 東京高等検察庁検事長は、前条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。但し、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2～3 （略）

（東京高等裁判所の審査）

第九条 東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2～4 （略）

（東京高等裁判所の決定）

第十条 東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基づいて、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一 審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するときは、その旨の決

定

三 逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するときは、その旨の決定
2～3 (略)

(引渡に関する法務大臣の命令等)

第十四条 法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2～3 (略)

(仮拘禁に関する措置)

第二十四条 法務大臣は、前条の規定による書面の送付を受けた場合において、当該犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。